

**産業構造審議会 保安・消費生活用製品安全分科会
二酸化炭素貯留事業等安全小委員会（第4回）議事要旨**

日時、場所

令和7年7月10日（木）13時00分～15時00分

Teams

出席者

委員（名簿順）：

山田委員長、大島委員、川畑委員、澁谷委員（一部出席）、島委員、チヴァース委員、千代延委員、辻委員、原田委員、久本委員、廣本委員、古井委員、森廣委員

オブザーバー（名簿順）：

独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構、エネルギー資源開発連盟、一般財団法人エンジニアリング協会、国立研究開発法人 産業技術総合研究所、公益財団法人地球環境産業技術研究機構、天然ガス鉱業会、一般社団法人日本ガス協会、日本 CCS 調査株式会社、日本労働組合総連合会

プレゼンター：

独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構 赤井様

議題

1. 貯留事業に関する保安措置（案）について
2. 作業監督者及びその要件（案）について
3. 工作物の技術基準の方向性（案）について

議事概要

※資料について、プレゼンター及び事務局から説明。その後意見交換。

（委員、オブザーバーの御意見）

1. 貯留事業に関する保安措置（案）について

- 閉鎖後のモニタリングの基準は、この小委員会の場で作られるような基準なのか、別の場で作られるような基準なのか。
- 実施計画や保安規程に沿った運用が、事業場においてなされているのかを、行政としてどのように監督するのか。
- 自主保安と保安規程の線引きを明確化していただきたい。
- CCS 事業の保安規制は、鉱山保安法、ガス事業法、高圧ガス保安法等の既存法と整合する形とし、事業者にとって過度な負担にならないようにすべき。
- どの程度のモニタリング要件を求めるのか、はっきりさせた方がいい。
- 「著しい」、「大規模」と表現されている基準を超えているか判断する際は、事業者と前広に議論をし、プロセスの中で手戻りがないように工夫してほしい。

- 貯留地域の地元の関係者にしっかりご理解をいただくような説明の仕方を工夫いただきたい。
- 適切な審査が行われ、確実に安全性が確保されたものとしていただきたい。

2. 作業監督者及びその要件（案）について

- ガス事業法や高圧ガス保安法のいずれかの法令の要件を満たす者であれば、CCS の作業監督者の要件を満たすとするなど、効率的な人員配置ができるように配慮いただきたい。
- 要件として、新たなトレーニングが必要となることがないようにしていただきたい。
- 導管輸送事業における作業監督者の要件として、ガス主任技術者の免状に加え、二酸化炭素の特性に関する知見を有することも条件にすることが必要ではないか。
- 資格要件については海外の同等の資格に読み替えないものと理解したが、実務経験については、海外事業の経験も認められるようにしておく方が良いのではないか。

3. 工作物の技術基準の方向性（案）について

- 海洋と陸上とはリスクが異なることや、日本において何が重要であるかを考慮した上で工作物の技術基準を作成いただきたい。
- 工作物の基準における導管輸送工作物と、貯留等工作物の対象が明瞭になるように配慮いただきたい。
- 引用できる既存の関連基準が存在する場合は、その基準を参照できるようにするなど、柔軟な対応も検討いただきたい。
- 海外の CCS 事業で既に実績がある工作物（例えば API 規格に準拠した工作物など）は、国内事業の実施にあたって、支障なく導入ができるような形を検討いただきたい。
- 導管の技術基準の防食措置について、内部腐食を防止するのか、それとも内部腐食の発生はある程度許容しつつ供用中に内部腐食の状態をモニタリングしながらハザードをマネジメントしていく方針なのか。
- 未付臭とする場合、漏えい時の地上への滞留や高濃度化等のリスクに対して、どのような保安対策を講じていくのか。
- 設計作業をしている事業者もいるので、手戻りが発生しないよう保安規程の具体内容を早めに示していただきたい。

お問合せ先

産業構造審議会 保安・消費生活用製品安全分科会 二酸化炭素貯留事業等安全小委員会
大臣官房 産業保安・安全グループ 鉦山・火薬類監理官付
電話番号：03-3501-1511（4961）